

中央校区緑の会 運営規約改正 新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p><u>中央校区緑の会 運営規約</u></p> <p>趣旨 本会の趣旨は、<u>寝屋川市立中央小学校校区（以下、校区）</u>において、植物等の生育や管理を通じ、児童の健全育成に資するため、教職員、保護者及び校区内外の地域住民等が連携し、子供の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を寛容するとともに子供が校区、学校において安心して生活できる環境づくりを推進するための<u>活動を行うものです。</u></p> <p>1 本会の呼称など 本会は、<u>中央校区緑の会（以下、緑の会といいます。）</u>と称し、本会の事務局は中央小学校（見守り小屋）におきます。</p> <p>2 <u>組織・運営</u> (1) <u>会員は、中央小学校に在籍する児童及び保護者、教職員並びに校区内外の地域住民から組織するものとします。</u> (2) <u>前項（１）の中から、会長１名、副会長若干名、会計１名を、自他薦を問わず選出するものとします。役員</u>の任期は原則１年とし、再選は妨げません。 (3) <u>選出された役員等で事務局を運営するものとし、年度計画を立案して運用するとともに学校・校区各自治会掲示板、ホームページ、緑の会だより等</u></p>	<p>寝屋川市立中央小学校の緑の会運営規約</p> <p>趣旨 本会の趣旨は、寝屋川市フラワーロード周辺において、植物等の生育や管理を通じ、児童の健全育成に資するため、教職員、保護者の他校区住民等が連携し、子供の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を寛容するとともに子供が校区、学校において安心して生活できる環境づくりを推進するための活動を行うことをその趣旨とするものです。</p> <p>1 本会の呼称など 本会は、寝屋川市立中央小学校緑の会（以下、緑の会といいます。）と称し、本会の事務局は中央小学校（見守り小屋）におきます。</p> <p>2 役員等 会長１名、副会長若干名、会計１名を教職員、保護者、地域住民の中から自他薦を問わず、選出するものとします。役員<small>の任期は原則１年とし、再選は妨げません。</small> 選出された役員等で事務局を運営するものとし、年度計画を立案して運用するとともに学校掲示板やホームページに本会の活動予定やその結果を公表するものとします。</p>	<p>活動範囲を中央小校区内に定めるため、正式名称・活動趣旨を変更</p> <p>内容の精緻化</p> <p>活動範囲を中央小校区内に定めるため、正式名称を変更</p> <p>本章を「組織・運営」とし、会員の参加資格・役員・事務局の構成及びその運営方法の変更・明確化を行った</p>

<p>に本会の活動予定やその結果を公表するものとします。</p> <p>3 役員等の役務 会長は本会を統括し、会長に事故あるときは副会長がその役務を代行するものとします。会計は本会の会計事務全般を行うものとします。</p> <p>4 本会の活動等 本会が行う植物等の生育に関する活動は次の内容とします。 (1) 学校南門から東方に連なる竹林の維持・整備作業 (2) 上記(1)の南側に接する側溝の清掃等 (3) フラワーロード周辺の雑草除去・清掃等、花木の散水 (4) 中央校区に所在する児童遊園、公園及びその他公共施設の清掃等</p> <p>5 運営費用 運営費用は寄付や行事(模擬店)の収益、自治体又は中央校区地域が運営する活動支援費用等で得た収入で賄うものとします。 運営費用の歳出入については会計簿冊を作成し、これに記載して管理するものとします。</p> <p>6 事務 本会の活動計画等は文書を作成し管理するものとします。学校や校区住民等から公開の求めがあれば、原則、公開するものとします。</p>	<p>3 役員等の役務 会長は本会を統括し、会長に事故あるときは副会長がその役務を代行するものとします。会計は本会の会計事務全般を行うものとします。</p> <p>4 本会の作業等 本会が行う植物等の生育に関する作業は次の内容とします。 (1) 学校南門から東方に連なる竹林の維持・整備作業 (2) 上記(1)の南側に接する側溝の清掃等、 (3) フラワーロードの雑草除去・清掃等、花木の散水 (4) 中央校区に所在する児童遊園等公園の清掃活動</p> <p>5 運営費用 運営費用は寄付や行事(模擬店)の収益等で得た収入で賄うものとします。 運営費用の歳出入については会計簿冊を作成し、これに記載して管理するものとします。</p> <p>6 事務 本会の作業計画等は文書を作成し管理するものとします。学校や校区住民等から公開の求めがあれば、原則、公開するものとします。</p>	<p>内容の精緻化 活動範囲の変更</p> <p>運営費用獲得手段拡大のため</p> <p>内容の精緻化</p>
--	---	--

<p>7 個人情報保護 本会の活動で知り得た個人情報や安全安心にかかる情報は法律に従って管理するものとし、事務作業においてパーソナルコンピューターを用いる場合は各ファイルにパスワードを設定して管理し、印刷物は簿冊に綴じて施錠設備のある保管庫で管理するものとします。</p> <p>8 取材等への対応 報道機関等からの取材申し入れがあった場合は、会長が一元的に対応するものとします。なお、この場合において取材内容等を学校長と連携して対応するものとします。</p> <p>9 会計監査 会計監査は年1回行うものとし、会計監査の日程を監査日の3カ月前に学校長に連絡した上、<u>中央小学校に在籍する児童の保護者等に監査を依頼するものとします。</u></p> <p>10 規約の改正 <u>この規約は、総会において審議・調整し、出席者の過半数をもって改正できるものとします。</u></p> <p>附則 本規約は、平成30年1月4日から施行するものとします。 <u>改正</u> ① <u>平成31年1月16日に改正し、即日施行します。</u></p>	<p>7 個人情報保護 本会の活動で知り得た個人情報や安全安心にかかる情報は法律に従って管理するものとし、事務作業においてパーソナルコンピューターを用いる場合は各ファイルにパスワードを設定して管理し、印刷物は簿冊に綴じて施錠設備のある保管庫で管理するものとします。</p> <p>8 取材等への対応 報道機関等からの取材申し入れがあった場合は、会長が一元的に対応するものとします。なお、この場合において取材内容等を学校長と連携して対応するものとします。</p> <p>9 会計監査 会計監査は年1回行うものとし、会計監査の日程を監査日の3カ月前に学校長に連絡した上、<u>中央小校区安全安心ネットワーク連絡会に査を依頼するものとします。</u></p> <p>10 規約の改正 規約の改正は事務局で協議し、改正が必要の都度、行うものとします。</p> <p>附則 本規約は、平成30年1月4日から施行するものとします。</p>	<p>運営可能な会計監査人への変更</p> <p>会の活動趣旨などが会員の意志で決める様に、改正時の手続きを変更</p> <p>改正沿革を追加</p>
--	--	---